

# 山口県報

平成 25 年  
3 月 5 日  
(火曜日)

## 目次

告示	三
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知の要旨及び揭示場所 (森林整備課)	一
道路の区域の変更(道路整備課)	一
道路の供用の開始(道路整備課)	二
道路の位置の指定(建築指導課)	二
公告	二
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	二
県営上り熊地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)	三
萩都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	三
漁業委告示	三
漁業法第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定による指示	三



### 山口県告示第七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

その要旨及び揭示場所は、次のとおりである。

平成二十五年三月五日

山口県知事 山本 繁太郎

### 一 通知の要旨

指定施設要件の変更予定に係る保安林の所在場所	山口市阿東徳佐上字市場奥一四八一の九六	保安林として指定された目的	養水源の涵養	変更に係る指定施設要件	立木の伐採の限度	森林所有者又は登記した権利を有する者の住所	坂本 六太
"	一四八一の二〇二	"	"	"	"	山口市阿東徳佐上三三三三	渡邊 武人
"	一四八一の二〇三	"	"	"	"	"	"
"	一四八一の二〇四	"	"	"	"	"	"
"	一四八一の二〇五	"	"	"	"	"	"
"	一四八一の二〇六	"	"	"	"	"	"
"	一四八一の二〇七	"	"	"	"	"	"
原第三 阿東徳佐下字石道	一五八九の一七	"	"	"	"	佐下 四〇三七	中島 靖
"	一五八九の一八	"	"	"	"	"	"
"	一五八九の二九	"	"	"	"	"	"
"	一五八九の三一	"	"	"	"	"	板垣フミコの相続人

### 山口県告示第七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年三月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 県道  
路線名 下関長門線  
道路の区域

区間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
長門市俵山字田中二四二三の二地先 から 同市俵山字水落二三八〇の一地先ま で	新	最狭 一五・七〇 最広 一六・三二	五二四・〇	道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道  
路線名 久津小田線  
道路の区域

区間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
長門市油谷川尻字小白浜一三の一地 先から 同市油谷向津具上字北前田三七三〇 の一地先まで	新	最狭 二四・五〇 最広 二六・三八	二九四・〇	道路改良工事の 完了による。

**山口県告示第七十七号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

山口県知事 山本 繁太郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
下関長門線	長門市俵山字田中二四二三の二地先から 同市俵山字水落二三八〇の一地先まで	平成二十五年三月 六日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
久津小田線	長門市油谷川尻字小白浜一三の一地先から 同市油谷向津具上字北前田三七三〇の一地先まで	平成二十五年三月 六日

**山口県告示第七十八号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成二十五年三月五日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅 (メートル)員	延 (メートル)長	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市大字東高泊字下赤岸五〇 五の一、五〇五の二の二、五〇六の 二、五〇七の二、五〇八の二、五〇九の 二及び五〇五の二の二、五〇六の二、 割五五の四並びに字下三三ノ 五の四及び六一九の四から六一九の七 まで	一〇・三 一〇・九	一七一・三	一、八五一・九七



(六一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年四月十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年三月五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年二月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ACTSAIKYO

代 表 者 の 氏 名 金丸 眞明

主たる事務所の所在地 周南市平和通一丁目一〇番二号

(六二) 県営上り熊地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、  
県営上り熊地区経営体育成基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項におい  
て準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年三月五日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 縦覧に供する書類

県営上り熊地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年三月六日から同月二十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六三) 萩都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する  
同法第二十条第一項の規定による萩都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に  
規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法  
第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年三月五日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

萩都市計画下水道萩市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



山口県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百四十条第四項  
の規定により、次のとおり指示する。

平成二十五年三月五日

山口県内水面漁場管理委員会

会 長 酒 井 治 己

一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次に掲げる水域においては、こ  
い(まこい及びびにしきこいをいう。)を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に  
放流し、又は遺棄してはならない。

(一) 下松市の区域内の水域のうち、平田川水系に係る河川及びこれと接続して一体を  
成す水面

(二) 防府市大字西浦字沖本土手附二七九八の一地先の遊水池及びこれと接続して一体  
を成す水面

(三) 佐波川水系に係る河川(佐波川ダム堰堤から上流の区間及び島地川ダム堰堤から  
上流の区間を除く。)及びこれと接続して一体を成す水面

(四) 防府市大字佐野字開作一七八五の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す  
水面

(五) 河内川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(六) 南若川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(七) 榎野川水系に係る河川(一の坂ダム堰堤から上流の区間及び荒谷ダム堰堤から上  
流の区間を除く。)及びこれと接続して一体を成す水面

(八) 井関川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(九) 厚東川水系に係る河川(厚東川ダム堰堤から上流の区間及び宇部丸山ダム堰堤か  
ら上流の区間を除く。)及びこれと接続して一体を成す水面

(十) 栗野川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(十一) 阿武川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

二 指示の有効期間

平成  
二十五年  
三月五日  
発行

発行  
所

山口  
県知  
事

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで